

島根県自死対策総合計画（案）に関するパブリックコメントに対する県の考え方

○意見募集期間：令和5年6月15日～7月14日

No	ページ	ご意見の要旨	ご意見に対する県の考え方
1	p2	第1 5 数値目標 数値目標は、自殺死亡率しか設けていないが、それぞれの取り組みに対して設けた方が良い。	それぞれの取組が、自死対策事業として適切であったか、その「プロセス」を評価し、検証していく必要があります。自死対策のそれぞれの取組に対して、個々の目標すべてを計画に掲載することは難しいですが、評価段階において、各取組が、有効であるか、更に有効な方法はないかなど、検証していくことが必要だと考えております。
2	p4	第1 10 「自殺」と「自死」について 言葉の使い分けを徹底し、周知してほしい。	島根県では、平成25年度から、遺族の方等の心情に配慮し、法律や大綱等の名称、統計用語を除き、「自死」という言葉を用いることにしており、機会をとらえて、この言葉の使い分けについて周知していきます。
3	p5	第2 1 自死の現状 （2）自殺死亡率の推移及び全国順位 島根県では男性の自殺死亡率が女性の約2～3倍である要因は何か。また、高い男性の自殺死亡率に対して、特に注意を喚起し、自死対策を推進する必要があると思う。	自死の多くは、多様かつ複合的な原因及び背景を有しており、様々な要因が連鎖する中で起きていると言われておりますので、男性の自殺死亡率が女性よりも高い要因等を特定するのは難しい状況にあります。この傾向を踏まえたうえで、様々な社会的要因に対して支援ができるよう、県内の関係団体等と連携をし、総合的に対策を推進することになっています。
4	p9	第2 1 自死の現状 （6）圏域別年齢調整自殺死亡率 雲南圏域では男性、女性ともに高いが、その要因は何か。また、特に雲南圏域での自死対策強化が必要と思われる。	各圏域での自殺死亡率が高い要因・低い要因を特定することは難しいですが、圏域や市町村の自死の現状については、対策につなげるため、各圏域や市町村に対し情報提供を行っていきたいと考えております。
5	p11	第2 1 自死の現状 （7）圏域別標準化死亡比 雲南圏域の自殺死亡率が高く、出雲圏域の自殺死亡率が低いが、その要因は何か。出雲圏域で低い要因を明らかにし、全県での自殺死亡率の低下に役立てることができないのか。	
6	p12	第2 1 自死の現状 （8）原因・動機別の自死の現状 男性の動機として、「不詳」が最も多いが、具体的にはどんな理由があるのか。男性の自殺死亡率が高いこととも関連して、少しでも明らかにする必要があると思われる。	自死の多くは、多様かつ複合的な原因及び背景を有しており、様々な要因が連鎖する中で起きていると言われております。（「経済・生活問題」や「家庭問題」等、他の問題が深刻化する中で、これらと連鎖して、うつ病等の「健康問題」が生ずるなど、様々な要因が連鎖している。） 「不詳」が最も多いことに対しての具体的な理由は不明ですが、誰も自死に追い込まれることがないよう、周りの人の心の不調に気づき、見守り、支え合いができる社会の実現に向けて、取組を進めていきたいと考えております。
7	p14	第2 1 自死の現状 （9）原因・動機別標準化死亡比 男性に比して女性で著しく高い「学校問題」とは、具体的に何か。また、男性では「その他」が多いが、具体的にはどのような理由があるのか。	全国の原因・動機別の自殺死亡率を100としたときの、島根県の人口規模に換算すると、どの程度の状況となるかを示したグラフです。誤差の範囲もあり、「学校問題」と「その他」が統計的に有意に高いとは言えない状況です。
8	p16	第2 2 これまでの取組 どれだけ取り組みが行われ、どのような成果があったかがわからない。	具体的な取組に関しては、16ページに主な取組を掲載しております。 前計画の数値目標については、17ページに記載のとおり令和3年時点では達成しておりますが、引き続き、現状把握を行い、より実行性の高い取組を行っていきたいと考えております。
9	p18	第2 3 現状のまとめ 島根県の自殺死亡率が上位で推移した要因および、近年、低下してきたのはなぜであるか。その理由、背景をできるだけ明らかにしておく必要があるのではないか。	自死の多くは、多様かつ複合的な原因及び背景を有しており、様々な要因が連鎖する中で起きていると言われておりますので、島根県の自殺死亡率について、要因等を特定することは難しい状況にあります。

No	ページ	ご意見の要旨	ご意見に対する県の考え方				
10	p21	第3 1 県民一人ひとりの気付きと見守りを促す（2） 自死予防については、一次予防、二次予防、三次予防がある。現状では、起きつつある自死の危険に介入して自死を防ぐ「二次予防」が主となっているので、教育などにより自死を予防する「一次予防」を学校教育・家庭教育のなかに、取り入れてほしい。	学校教育においては、小学校の体育科、中学校・高等学校の保健体育科の保健教育で、心の健康に関する教育を推進しています。 また、県内全市町村で展開している「親学プログラム」において、保護者が我が子及び他の子どもとの関係性や子育てについて気付きを得る機会を提供するとともに、ワークショップを通して保護者同士のつながりづくりを進めることが自死の予防につながるものと考えており、今後も引き続き取組を推進してまいります。 ※「親学プログラム」とは、保護者を対象に、親としての役割や子どもとのかかわり方の気付きを促すことを目的として島根県が開発した学習プログラム				
11	p21	第3 1 県民一人ひとりの気付きと見守りを促す（2） 「教育的な自死（予防）対策」と「啓発的な自死（防止）対策」の二本立てを行ってほしい。	小学校から高等学校までのすべての校種において、SOSの出し方に関する教育、心の健康を保持するための教育を推進しています。また、アンケート調査を実施するなど児童生徒の状況把握に努め、各校において、スクールカウンセラー等専門スタッフや生徒指導主任主事等が連携した相談体制を構築し、組織的に対応しています。 長期休業前や長期休業明けの前の時期に、自死予防体制の整備、取組を積極的に実施するよう各市町村や各学校等へ周知・依頼しています。				
12	p22	第3 1 県民一人ひとりの気付きと見守りを促す（4） ストレスチェック制度は、企業が従業員に十分に説明したうえで施行することが必要と思われる。目的を理解しないままに、精神科受診となり、被害的に捉えている従業員がいる。	ストレスチェック制度は、労働者のストレスの状況を定期的に検査して自らのストレスの状況について気付きを促し、個人のメンタルヘルス不調のリスクを低減すること等を主な目的としています。また、検査結果を労働者の意に反して事業者に提供すること、検査結果を受けて面接指導を申し出たこと等により不利益な取扱いを行うことは禁止されています。 島根労働局及び各労働基準監督署では、こうした制度の主旨を正しく理解いただけるよう、事業者等に対して引き続き周知・指導を行ってまいります。				
13	p22	第3 1 県民一人ひとりの気付きと見守りを促す 自死遺族が子どもたちや親、教師に対して、自死対策について、話をする機会を持つことで、自死を予防することができるのではないか。（例えば、学校での講演会や授業、PTA総会などでの講演会、自死遺族主催イベントへの参加など）	自死予防教育の実施にあたっては、児童生徒の発達段階に応じて下地づくりの教育やそれに先立つ校内の環境づくりなど入念な準備が必要となります。また、プログラムの実施後にはアンケートをはじめフォローアップとして教師やスクールカウンセラーによる個別面接などを実施するとともに、保護者や地域の専門機関との連携も必要です。 引き続き、関係者間で実施の目的等について十分に検討したうえで合意形成を行い、適切な教育内容となるように各学校や市町村教育委員会に働きかけを行ってまいります。				
14	p24	第3 2 自死総合対策のための調査研究等の推進 いつだれが「社会的要因も含めて多角的な」自死の実態調査を実施するのか。 調査研究の結果はどこで発表されているのか。閲覧できるのか。具体的なホームページ名などを示す方がよいのではないか。	国や関係機関等で実施する調査の状況を確認し、その結果等が自死対策に生かせるように、情報の集約、提供等に努めたいと考えております。 第3 2（1）を以下のとおり修正します。 <table><tr><th>変更前</th><th>変更後</th></tr><tr><td>・実態解明のための調査研究については、<u>社会的要因も含めて多角的に進める必要があります。自死者や遺族のプライバシーに配慮した上で、より実態が把握できるような現状分析について実施可能な方法を検討します。</u></td><td>・<u>自死の実態を把握するための調査研究については、自死者や遺族のプライバシーに配慮した上で、社会的要因も含めて多角的に進める必要があります。</u> ・<u>国や関係機関等が実施する自死の実態解明のための調査研究については、その結果等が自死対策に活かせるよう、情報の集約、提供等を進めます。</u></td></tr></table>	変更前	変更後	・実態解明のための調査研究については、 <u>社会的要因も含めて多角的に進める必要があります。自死者や遺族のプライバシーに配慮した上で、より実態が把握できるような現状分析について実施可能な方法を検討します。</u>	・ <u>自死の実態を把握するための調査研究については、自死者や遺族のプライバシーに配慮した上で、社会的要因も含めて多角的に進める必要があります。</u> ・ <u>国や関係機関等が実施する自死の実態解明のための調査研究については、その結果等が自死対策に活かせるよう、情報の集約、提供等を進めます。</u>
変更前	変更後						
・実態解明のための調査研究については、 <u>社会的要因も含めて多角的に進める必要があります。自死者や遺族のプライバシーに配慮した上で、より実態が把握できるような現状分析について実施可能な方法を検討します。</u>	・ <u>自死の実態を把握するための調査研究については、自死者や遺族のプライバシーに配慮した上で、社会的要因も含めて多角的に進める必要があります。</u> ・ <u>国や関係機関等が実施する自死の実態解明のための調査研究については、その結果等が自死対策に活かせるよう、情報の集約、提供等を進めます。</u>						

No	ページ	ご意見の要旨	ご意見に対する県の考え方
15	p28	第3 4 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する（1） 職場におけるパワーハラスメントについて、職場のトップによるものがあり、就労者は何の対策もとれない側面がある。特に事業主に対しての啓発も必要と思われる。また、職場のいじめ・嫌がらせの例も多く、職場のポストが煽動して、いじめ・嫌がらせを行い、他の従業員もそれに従う傾向があり、単なるパワハラではない複雑さがある点に注意を喚起する必要がある。	令和4年4月から全面施行された「改正労働施策総合推進法（以下、「改正労推法」という。）」においては、事業主に対し、職場におけるパワーハラスメント防止のための措置を講じることが義務付けられており、島根労働局では、本法律の周知・啓発、相談対応及び企業指導を行っています。 改正労推法及び指針においては、事業主及び労働者双方に対して、「事業主（法人の場合はその役員）及び労働者は、ハラスメント問題に関する理解と関心を深め、労働者或いは労働者同士に対する言動に必要な注意を払うこと」という責務が定められています。 同僚間もしくは部下から上司への言動についてもいじめ・嫌がらせが発展し、ハラスメントになり得る可能性もあります。 島根労働局では、様々な機会を活用し、労使双方に職場におけるハラスメント防止の重要性について周知を図ってまいります。また、いじめ・嫌がらせ及びハラスメントに関する個別相談に対しては、相談者の意向を踏まえながら、行政指導、紛争解決の援助、あっせんもしくは調停等により法の履行確保等事案の解決に努めてまいります。
16	p29	第3 4 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する（3） 学校における心の健康づくりは、生徒を対象とするものであるが、先生もうつ病を病み、希死念慮を訴えることがある。教職員のメンタルヘルスにも注意する必要がある。	セルフケア、ラインケアが出来るよう、ストレスチェック制度を実施したり、メンタルヘルス研修会を開催するとともに、相談しやすい環境整備をするなど、教職員が自死に至らないようメンタルヘルス対策を引き続き推進してまいります。
17	p43	第3 10 子ども・若者、高齢者の自死対策を更に推進する（2） 自死者が出た場合の対応に際し、自死者や遺族の尊厳に留意しながらも、単に隠ぺいするのではなく、適切な説明や、対応について、ある程度ガイドライン化して示す方がよいと思われる。	文部科学省は「子どもの自殺が起きたときの緊急対応の手引き」（平成22年3月）で、保護者への説明や児童生徒の心のケアを含むクラスでの伝え方などを具体的に示しており、県でも「学校危機管理の手引」を改訂しながら各学校に周知しています。 引き続き、教職員一人ひとりが児童生徒の心の危機の叫びを受け止める力を向上させるとともに、学校内外の連携に基づく自死予防のための組織的な体制づくりを推進してまいります。